投資信託説明書
（交付目論見書）
2026.7.11

amova
アモーヴァ・アセットマネジメント

NASDAQ100ゴールドプラス

追加型投信／海外／資産複合

●**本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。**

●**ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社 ［ファンドの運用の指図を行なう者］
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第368号
ホームページ アドレス　www.amova-am.com
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）

受託会社 ［ファンドの財産の保管および管理を行なう者］
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は　アモーヴァ・アセットマネジメント

三井住友トラストグループ

岩井コスモ証券

「重要情報シート」（投資信託編）

投資信託

本書面には、個別商品の商品性やリスク、運用実績、手数料等の重要な事項を簡潔に記載しています。金融商品への投資判断に際しては、目論見書も合わせてご確認ください。

1.商品等の内容（当社は、組成会社等の委託を受け、お客様に商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	**NASDAQ100ゴールドプラス**		
組成会社（運用会社）	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	**販売会社**	岩井コスモ証券株式会社
金融商品の目的・機能	主として、米国株式、米国の株価指数先物取引および金先物取引に係る権利に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。		
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	中長期での資産形成を目的とし、元本割れリスクを許容する方。		
パッケージ化の有無	ありません。		
クーリング・オフの有無	クーリング・オフ（契約日から一定期間、解除できる仕組み）の適用はありません。		

次のような
ご質問があれば
お問い合わせください

◇あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠はなにか。
◇この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
◇この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べてどのようなメリット・デメリットがあるのか。

2.リスクと運用実績（本商品は、円建ての元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります）

損失が生じるリスクの内容	当ファンドは、主に株式、株価指数先物取引および金先物取引にかかる権利を実質的な投資対象としますので、株式、株価指数先物取引および金先物取引にかかる権利の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化、金地金の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。 主なリスクは以下の通りです。 【価格変動リスク】 【流動性リスク】 【信用リスク】 【為替変動リスク】 【デリバティブリスク】 【レバレッジリスク】 ※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。
参考:過去１年間の収益率	該当事項はありません。
参考:過去５年間の収益率	該当事項はありません。

※リスクは上記に限定されるものではありません。
※損失リスクの内容の詳細は交付目論見書の「投資リスク」（P5～P6）、運用実績の詳細は交付目論見書の「運用実績」に記載しています。

次のような
ご質問があれば
お問い合わせください

◇上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
◇相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。

次頁以降も必ずご確認ください

3.費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

<table>
<tr><td>購入時に支払う費用
（販売手数料など）</td><td colspan="3">購入申込金額に応じて、次の手数料率を乗じて得た金額が販売手数料となります。
<table><tr><th>購入申込金額 *</th><th>手数料率（税込）</th></tr><tr><td>1,000万円未満</td><td>3.30%</td></tr><tr><td>1,000万円以上　1億円未満</td><td>2.20%</td></tr><tr><td>1億円以上　3億円未満</td><td>1.10%</td></tr><tr><td>3億円以上　5億円未満</td><td>0.55%</td></tr><tr><td>5億円以上</td><td>無手数料</td></tr></table>＊ 購入申込金額＝購入口数×基準価額+購入時手数料（税込）</td></tr>
<tr><td>継続的に支払う費用
（信託報酬など）</td><td colspan="3">ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.924%（税抜0.84%）。
目論見書などの作成・交付および計理等の業務に係る費用（業務委託する場合の委託費用を含みます。）、監査費用、運用において利用する指数の標章使用料などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。</td></tr>
<tr><td>運用成果に応じた費用
（成功報酬など）</td><td>ございません。</td><td>売却（解約）時に支払う費用
（信託財産留保額など）</td><td>ございません。</td></tr>
</table>

※上記以外に生ずる費用を含めて詳細は交付目論見書「ファンドの費用・税金」に記載しています。

次のような
ご質問があれば
お問い合わせください

◇私がこの商品に○○万円を投資したら、それぞれのコストが実際いくらかかるのか説明してほしい。
◇費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4.換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

信託期間	当ファンドは無期限です。 ただし、繰上償還することがあります。
信託財産留保額	ございません。
解約の制限事項	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、 大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
申込不可日	ファンドには申込不可日があり、当社の営業日であっても、申込不可日には換金ができません。 その他、取引所等における取引の停止等の場合等には、換金ができないことがあります。
購入・換金申込受付の中止及び取り消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。

※詳細は交付目論見書「お申込みメモ」に記載しています。

次のような
ご質問があれば
お問い合わせください

◇私がこの商品を換金・解約するとき、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してほしい。

次頁以降も必ずご確認ください

5.当社の利益とお客様の利益が反する可能性

当社がお客様に当商品を販売した場合、当社は、お客様から購入時に支払う費用（販売手数料）を頂きます。販売手数料は、購入時における商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として頂戴するものです。 また、当社は、お客様が支払う費用（運用管理費用（信託報酬））のうち、委託会社から年率0.495%（税込み）の手数料を頂きます。これは運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価です。
当社は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。
当社営業職員に対する業績評価上、この商品の販売が他商品の販売より高く評価されるような場合があります。

※利益相反の内容とその対処方針については、当社ホームページの「お客様本位の業務運営に関する原則」をご参照下さい。
https://www.iwaicosmo.co.jp/corporate/policy/fiduciary/

次のような
ご質問があれば
お問い合わせください

◇あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私にすすめていないか。
私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社ではどのような対策をとっているのか。

6.租税の概要（成長投資枠、つみたて投資枠、iDeCoの対象か否かもご確認下さい）

課税上は株式投資信託として取扱われます。
当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ではありません。
当ファンドは、つみたて投資枠、iDeCoの対象商品ではありません。

※ 詳細は交付目論見書の「お申込みメモ　課税関係」や「ファンドの費用・税金」に記載しています。

7.その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧下さい）

販売会社（当社）が作成した「契約締結前交付書面」	当社ホームページの「重要情報シート（投資信託編）」にてご確認下さい。
組成会社が作成した「目論見書」	https://www.iwaicosmo.co.jp/lp/sheet_importance/

金融商品の内容等を記した「目論見書」については、ご希望があれば、紙でお渡しします。

（2026年7月11日）

岩井コスモ証券

「重要情報シート」（投資信託編）

投資信託

「回答例」

①あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠はなにか。

岩井コスモ証券では、「顧客第一主義」の考えに基づき、お客様それぞれのご投資方針・目的・知識・ご経験などに柔軟かつ的確にお応えできるよう、さまざまな商品を取り揃えており、コンサルティングを通してお客様一人ひとりの資産運用・資産形成ニーズに沿って、お客様にふさわしいと判断した商品のご提案するよう努めております。

②この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。

岩井コスモ証券では、商品やサービスのご提供・推奨するにあたり、お客様に適切にご判断いただけるよう商品やサービスの内容や相場状況などの重要な情報を丁寧にわかりやすくお客様へご説明するよう努めております。
また投資信託をご購入されたお客様へは、定期的に作成された運用報告書や月次レポートも随時ご案内するなど、商品をご購入後も市場動向や投資環境の変化、お客様のニーズに沿って適切なアフターケアを行うよう努めております。

③この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べてどのようなメリット・デメリットがあるのか。

一般的に通常の投資信託は、複数の有価証券（株や債券、投資信託など）に分散して投資を行う商品となります。投資信託のメリットは、分散投資によりリスクが低減がされることや、少額で投資ができることが挙げられます。また、運用をファンドマネージャーに任せることで、お客様ご自身で銘柄発掘や銘柄入れ替えを行う手間が省けるメリットもあります。しかしながらその一方で、運用管理費用等がかかることや、ご自身で運用をおこなっていないため、運用内容が分かりづらいといったデメリットが考えられます。

④上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。

岩井コスモ証券では、商品やサービスのご提供・推奨するにあたり、お客様に適切にご判断いただけるよう商品やサービスの内容や相場状況などの重要な情報を、丁寧にわかりやすくお客様へご説明するよう努めております。また、それぞれの投資信託における基準価額の変動要因等の投資リスクの詳細につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」にてご確認ができます。

⑤相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。

当社ホームページにおきまして、「商品案内」＞「投信」＞「詳細検索」により、投資対象資産や投資地域などをご指定して検索していただくことで類似商品の運用状況等がご確認いただけます。
一般的には株式よりもプレーンな公社債へ投資する投資信託の方がリスクは低いと考えられており、また為替リスクのある外貨建て資産よりも円貨建て資産や為替リスクをヘッジした外貨建て資産の方がリスクは低いと考えられています。

⑥私がこの商品を〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

○投資信託をご購入の際に、購入時手数料がかかります。岩井コスモ証券では購入時の手数料率は、ご購入される投資信託の種類により異なります。また同じ投資信託でもお申込み金額により手数料率は異なります。
○投資信託を保有されている間は、運用管理費用（信託報酬）を間接的にご負担いただきます。これは投資信託を管理・運用するための経費として、純資産総額に対する年率で表示され、日々信託財産の中から差し引かれております。
○換金時におきましては、投資信託の種類によっては信託財産留保額がかかる場合がございます。
※運用管理費用や信託財産留保額につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続き・手数料等」に詳細が記載されておりますのでご確認ください。

岩井コスモ証券

「重要情報シート」（投資信託編）

投資信託

「回答例」

⑦費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

当社ホームページにおきまして、「商品案内」＞「投信」＞「詳細検索」により、投資対象資産や投資地域などをご指定して検索していただくことで類似商品をご確認いただけます。
またインデックスファンドの類似商品には、同一指数に連動するETFがございますが、ETFの方が費用が安い場合がございます。

⑧私がこの商品を換金・解約するとき、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してほしい

○投資信託を換金・解約する際には、信託財産留保額や換金時手数料がかかる場合がございます。
○各投資信託（主に海外へ投資する投資信託の場合）には購入・換金申込不可日が定められており、それに該当する日には換金・解約のお申込みはできません。
○各投資信託には、お申込み受付時間が定められており、受渡日も各投資信託により異なります。
○投資信託によっては運用を円滑に行うために、大口の換金・解約のお申込みに制限を行う場合がございます。
※換金・解約に関する詳細は、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続き・手数料等」よりご確認いただけます。
○投資信託を短期間で解約された場合、保有期間あたりの購入時手数料が長期間保有した場合に比べ割高となります。

⑨あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私にすすめていないか。
私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社ではどのような対策をとっているのか。

岩井コスモ証券では「顧客第一主義」に基づき、営業員が投資アドバイザーとして、高度な専門性と高い倫理観を持って、お客様本位のサービスに徹することが重要であると認識しております。営業員は、お客様の資産形成を全力でサポートするために日々研鑽を重ね、お客様の多様な投資ニーズやライフスタイルに応じた最適な金融サービスの提供に努めなければならないと考えております。また、お客様の利益が損なわれることのないよう「利益相反管理方針」を策定し、当該方針に基づいた営業活動の推進とその管理に向けて、定期的に利益相反取引に対する研修を実施するなど、役職員の利益相反取引に対する意識の向上に努めるとともに、営業部門から独立した管理部署が利益相反に該当する取引等について一元的に管理する体制を採っております。

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

岩井コスモ証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国内投信のお取引にあたっては、保護預り口座および振替決済口座の開設が、また、外国投信のお取引にあたっては外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、お受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当社とお客様との利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

- 当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。
- 当社の役職員又は特定の部署に対する業績評価上、当ファンドの販売実績が他のファンドの販売実績より高く評価される場合もあります。そのため、当社の営業員は当ファンドを他のファンドより優先して推奨・販売する動機が生じ得る立場となる場合もあります。

当社の概要

商　号　等　　岩井コスモ証券株式会社　金融商品取引業者　近畿財務局長（金商）第１５号
本店所在地　　〒541-8521 大阪市中央区今橋 1－8－12
加 入 協 会　　日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関　特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金　　１３５億円
主 な 事 業　　金融商品取引業
設 立 年 月　　大正 6 年 12 月
連　絡　先　　お客様相談室（0120-405-546）又はお取引のある支店にご連絡ください。

（２０２６年４月）

●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

●この目論見書により行なう「NASDAQ100ゴールドプラス」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月10日に関東財務局長に提出しており、2026年7月11日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	資産複合（その他資産（投資信託証券（株式　一般）、株価指数先物取引、金先物取引））	年1回	北米	ファミリーファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	39兆8,632億円

（2026年4月末現在）

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

ファンドの目的

主として、米国株式、米国の株価指数先物取引および金先物取引に係る権利に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

米国株式および金に分散投資を行ない、収益の獲得をめざします。

- 「インデックス マザーファンド NASDAQ100」、米国の株価指数先物取引および金先物取引に係る権利を主要投資対象とします。
- 「インデックス マザーファンド NASDAQ100」は、NASDAQ100指数（税引後配当込み、円換算ベース*）に連動する投資成果をめざして運用を行ないます。なお、原則として、為替ヘッジは行ないません。

＊公表指数をもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが円換算します。

※NASDAQ100指数は、米国のナスダック市場に上場している企業のうち、金融業を除いた時価総額上位100社の株式で構成される、同国の代表的な株価指数の一つです。

先物取引を積極的に活用し、信託財産の純資産総額の200%相当額の投資を行ないます。

- 米国株式については、「インデックス マザーファンド NASDAQ100」の組入総額および株価指数先物取引の買建総額の合計が、信託財産の純資産総額の100%相当額となるよう投資を行ないます。
- 金については、金先物取引の買建総額が、信託財産の純資産総額の100%相当額となるよう投資を行ないます。
- 現物資産の組入総額と先物取引の買建総額との合計額が、信託財産の純資産総額の200%相当額となるよう投資を行ないます。

基準価額変動リスクの大きいファンドですので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

米国株式への投資では、NASDAQ100指数*に連動する投資成果をめざします

※マザーファンドならびに米国の株価指数先物取引を通じて投資を行ないます。
*税引後配当込み、円換算ベース

NASDAQ 100指数とは

- 米国のナスダック市場（全米証券業協会（NASD）が運営する、世界最大級の新興企業向け株式市場）に上場している企業のうち、金融業を除いた時価総額上位100社の株式で構成される、調整済時価総額加重型の株価指数です。
- 世界有数のハイテク企業やバイオテクノロジー企業など、最先端技術を有する企業を多く含みます。
- NASDAQ100指数は、1985年1月31日に算出が開始され、現在の指数値は算出開始時の値を125として計算されています。

当ファンドは、Nasdaq, Inc. またはその関連会社（以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「ナスダック」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。ナスダックは、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。ナスダックは、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 Index®の一般的な株式市況への追随可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行ないません。ナスダックとアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社との関係は、Nasdaq®およびNASDAQ-100 Index®の登録商標ならびにナスダックの一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、ナスダックが決定、構築および算出を行なうNASDAQ-100 Index®の使用を許諾することに限られます。ナスダックは、NASDAQ-100 Index®の決定、構築および計算に関し、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。ナスダックは、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。ナスダックは、NASDAQ-100 Index®とそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。ナスダックは、NASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータの利用により、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行ないません。ナスダックは、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行なわず、かつNASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、ナスダックは、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

金先物取引を通じて、金にも投資を行ないます

- 「金」は、それ自体に価値がある実物資産であることから、インフレに強く、また、世界情勢に先行き不透明感が強まる局面でも買われる傾向があります。
- 換金性が高く、世界中で同価値として扱われていることから、「世界共通の資産」とも言われます。

金のポイント

1. 株式や債券などの**主要資産と値動きが異なる**傾向がある
2. **「有事の金」**と呼ばれ、**市場急変時に選好**されやすい

当ファンドでは、株式と組み合わせることによって...

期待される効果

1. **分散効果**による**運用効率（リスク・リターン比）の向上**が期待されます
2. ファンド全体の**下値抑制効果**が期待されます

実質的な運用について

■ 当ファンドは、米国株式と金に投資を行ないます。先物取引を積極的に活用することで、純資産総額の200%相当額の投資を行ないます。

当ファンドの運用方法

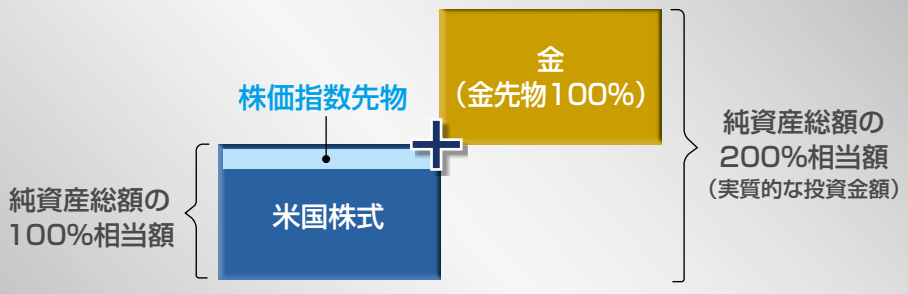

米国株式への投資において、一部に**先物取引を活用**することで、米国株式と同等額の金投資が可能に

先物取引を活用するメリット

①レバレッジ（てこ）効果

先物取引を活用することで、比較的少ない金額で大きな額の取引を行なうことができます。小さな力で大きな効果を得る「てこ」になぞらえて、レバレッジ効果と呼ばれます。

②為替変動リスクが限定的

先物取引では、差金決済となるため、為替変動の影響は、主に評価損益分と外貨建て証拠金に限定されます。

※上記はイメージ図です。

※米国の株価指数先物取引および金先物取引においては、買建額に対する為替変動の影響がなく、為替変動の影響を受けるのは主に評価損益分と外貨建て証拠金となります。ただし、米国株式の現物投資部分は実質的に為替変動の影響を受けます。

※米国の株価指数先物取引および金先物取引に投資する場合、先物取引の仕組みにより為替変動の影響が限定的であることから、為替が円安となる局面での為替差益も限定的となります。

※実際の運用は、純資産総額の合計が200%とならない場合があります。

当ファンドの値動きのイメージ

■ 値動きの特性が異なる株式と金を組み合わせることで、運用効率の向上が期待できるほか、市場でリスク回避の動きが強まる局面では金が強みを発揮し、ファンド全体の下値を抑制することが期待されます。

■ 当ファンドでは、米国株式および金への投資において、先物取引を活用することで、純資産総額の200%相当額の投資を行ないます。そのため、日々の基準価額の変動が大きくなります。

<当ファンドと各資産の値動きのイメージ>

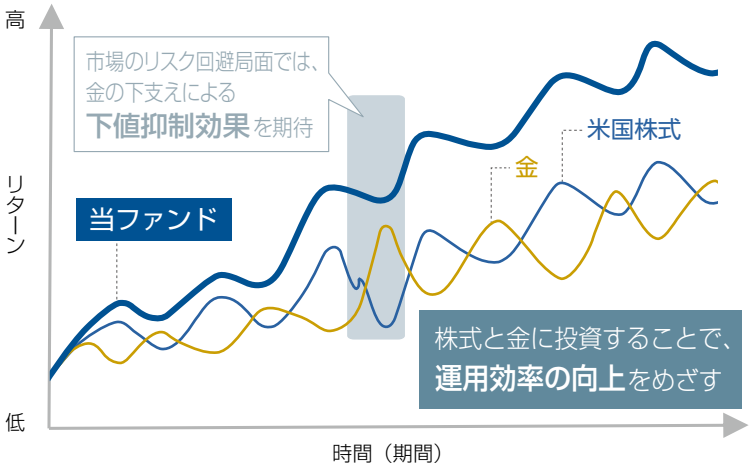

<ご参考>
株式と金の値動きの特性イメージ

	株式	金
景気が**良い**時	価格は**上昇**傾向	金需要 インフレ予測 金利動向 などの影響 を受けます
景気が**悪い**時	価格は**下落**傾向	
市場の**急変**時	価格は**下落**傾向	価格は**上昇**傾向

値動きの特性は異なる傾向

※株式と金の値動きの特性についての説明は一般論であり、実際は異なる値動きをする場合があります。

※中長期的には、複利の効果により、当ファンドと、米国株式、金のパフォーマンスとのかい離がプラスにもマイナスにも大きくなる可能性があります。

※当ファンドのリスクについては、後述の「投資リスク」をご覧ください。

※上記は当ファンドの値動きについてのご理解を深めていただくためのイメージであり、実際の運用成果などを保証するものではありません。

ファンドの仕組み

■ 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。

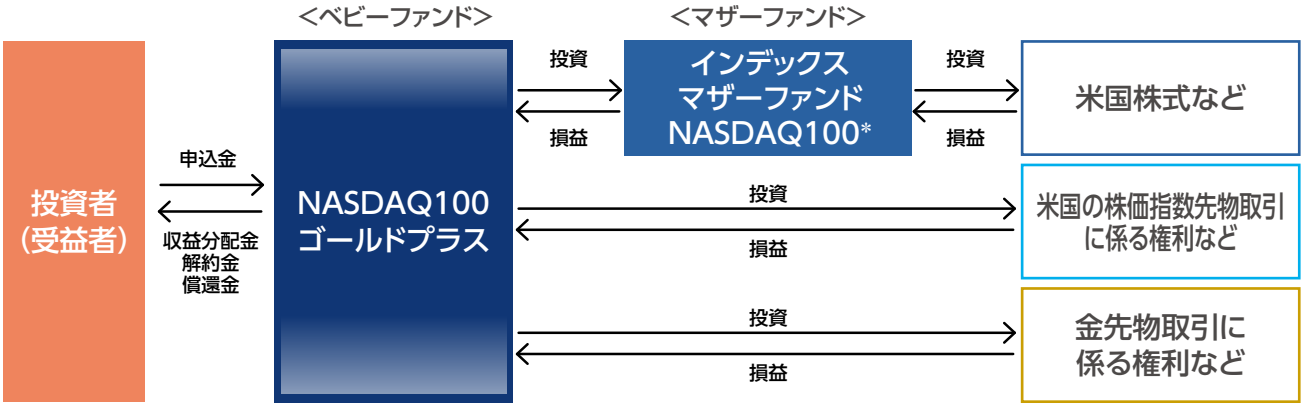

*株式のほか、NASDAQ100指数への連動をめざすETF(上場投資信託)などへ投資を行なう場合があります。また、株価指数先物取引などを活用することがあります。

■主な投資制限
- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

■分配方針
- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

投資リスクは次ページも
ご確認ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式、株価指数先物取引および金先物取引にかかる権利を実質的な投資対象としますので、株式、株価指数先物取引および金先物取引にかかる権利の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化、金地金の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 株価指数先物取引および金先物取引にかかる権利の価格は、投資対象となる原資産の値動きや先物市場の需給などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、当該先物取引にかかる権利の値動きに予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券および先物取引にかかる権利などの取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

デリバティブリスク

- 金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。

レバレッジリスク

- 株価指数先物取引および金先物取引などを積極的に用いてレバレッジ取引を行ないます。したがって、株式および金地金市況の影響を大きく受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
○当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
○当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
○分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

リスクの管理体制

○運用状況の評価分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
○上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。
※上記体制は2026年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

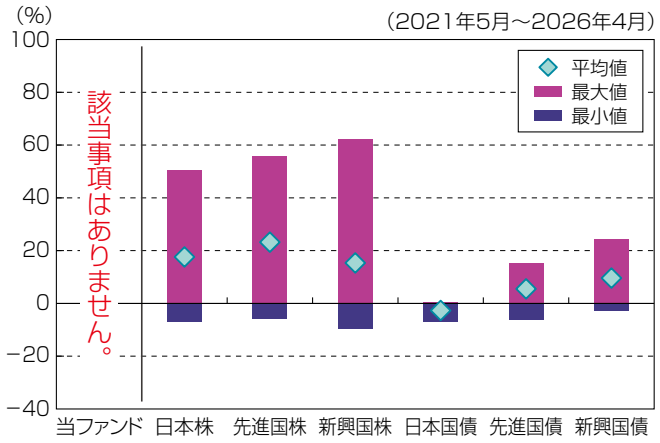

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	―	17.6%	23.2%	15.3%	-2.7%	5.5%	9.6%
最大値	―	50.5%	55.7%	62.1%	0.6%	15.3%	24.5%
最小値	―	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2021年5月から2026年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示しておりません。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

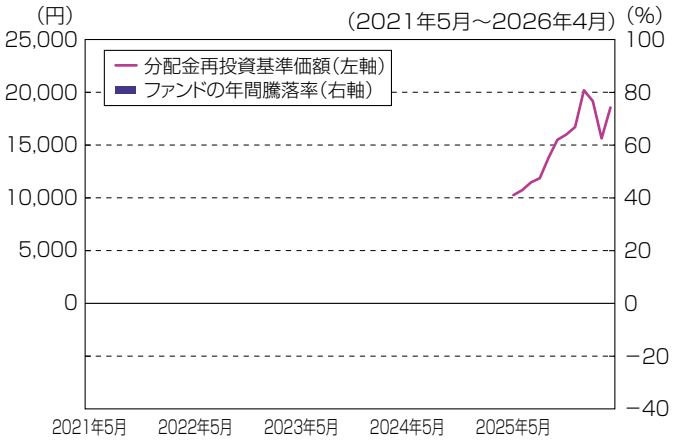

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2025年5月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX（東証株価指数）配当込み
先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

運用実績

2026年4月30日現在

基準価額・純資産の推移

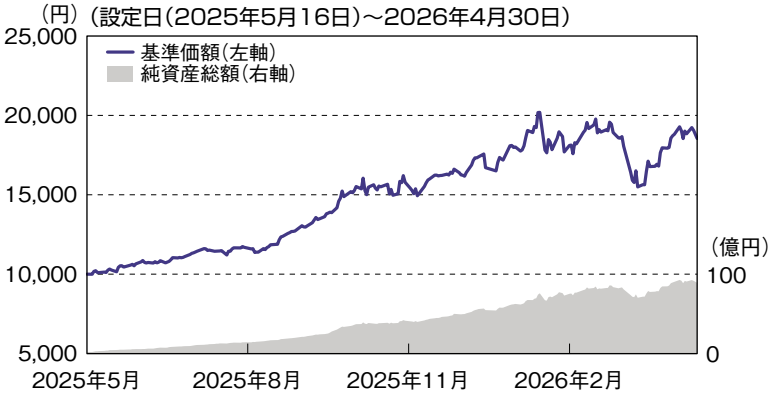

基準価額……18,544円
純資産総額……89.20億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2025年10月	設定来累計
0円	0円

主要な資産の状況

<資産別構成比(内訳)>

	資産種別	比率
1	外国株式	65.3%
2	現金・その他	34.7%

	資産種別	比率
1	外国株式先物	37.3%
2	その他先物	96.8%

※比率は当ファンドの純資産総額比です。
※先物取引にかかる証拠金は「現金・その他」に含まれます。
※「その他先物」には金先物を含みます。

<組入上位5業種>

	業種	比率
1	半導体・半導体製造装置	29.9%
2	ソフトウェア・サービス	13.3%
3	メディア・娯楽	13.3%
4	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	10.9%
5	一般消費財・サービス流通・小売り	6.5%

※比率は当ファンドがマザーファンドを通して投資する株式の評価金額合計に対する比率です。

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:101)

	銘柄	業種	比率
1	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	5.9%
2	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.6%
3	MICROSOFT	ソフトウェア・サービス	3.7%
4	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	3.3%
5	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2.4%
6	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2.3%
7	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2.2%
8	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	2.2%
9	TESLA MOTORS INC	自動車・自動車部品	2.2%
10	WAL MART STORES INC	生活必需品流通・小売り	2.0%

※比率は当ファンドの純資産総額比です。

年間収益率の推移

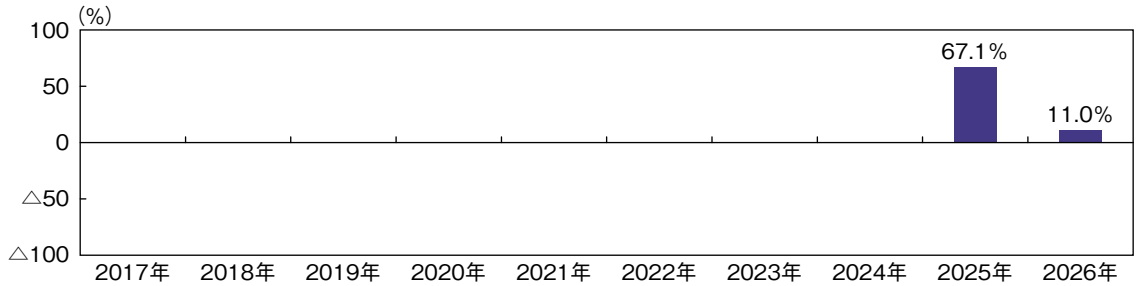

※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2025年は、設定時から2025年末までの騰落率です。
※2026年は、2026年4月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年7月11日から2027年1月13日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日が下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ナスダック証券取引所の休業日 ・シカゴ商業取引所の休業日 ・ニューヨーク商品取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2025年5月16日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年10月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス　www.amova-am.com ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	**購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内** ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	**ありません。**

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)		**ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.924%(税抜0.84%)** 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用の配分(年率)> 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 合計 0.84% / 委託会社 0.36% / 販売会社 0.45% / 受託会社 0.03% 委託会社:委託した資金の運用の対価 販売会社:運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 ※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	**ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額** ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用、⑤運用において利用する指数の標章使用料などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。また、有価証券の貸付は現在行なっておりませんので、それに関連する報酬はかかりません。

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2026年7月10日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2025年5月16日～2025年10月10日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.04%	0.93%	0.11%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

amova
アモーヴァ・アセットマネジメント

Ⓟ